

自治会基礎調査 アンケート結果報告書

令和5年1月

真岡市自治会連合会・真岡市

目 次

自治会基礎調査アンケート 実施概要	1
-------------------	---

設問

Q1 区長について

①年齢	2
②職業従事の有無	2
③任期	2
④区長選出方法	3
⑤区長以外の役職	4
⑥活動従事日数	4
⑦区長としてのやりがい	4

Q2 自治会について

①自治会加入世帯数	5
②自治会加入率	5
③自治会加入状況	5
④区費の金額	6
⑤区費の特例	7
⑥区費の取り扱い（同敷地内の別棟住宅・アパート等集合住宅）	8

Q3 会議、役員について

①役員について	9
②役員の実集頻度	15
③役員の実集について	16
④役員の実集確保に向けた工夫や取り組み	16
⑤役員の実集が小さく、改善が必要な業務・事業	17
⑥⑤の業務・事業に対する改善策	17

Q4 自治会運営、課題について

①現在取り組みを強化している活動	18
②今後取り組みを強化したい活動	19
③自治会運営を行っていく上での課題	20
④自治会未加入者、退会者への対応	21
⑤課題解決や活性化に向けて必要な支援	23
⑥自由意見	24

自治会基礎調査アンケート 実施概要

1. 調査目的

自治会の現状や抱える課題を把握し、今後、本市や自治会連合会が自治会支援策を検討するにあたっての参考にするとともに、自治会の皆さまに情報を共有することを目的とする。

2. 調査対象

真岡市内の自治会（133区）

3. 調査方法

区長へ郵送によりアンケート用紙を配布。回答は、アンケート用紙の返信用封筒による返送または直接持参。

4. 調査期間

令和4年9月7日～令和4年9月30日

5. 回答数及び回答率

回答数：113区（133区）

回答率：84.9%

6. 調査項目

- Q1 区長について
- Q2 自治会について
- Q3 会議、役員について
- Q4 自治会運営、課題について

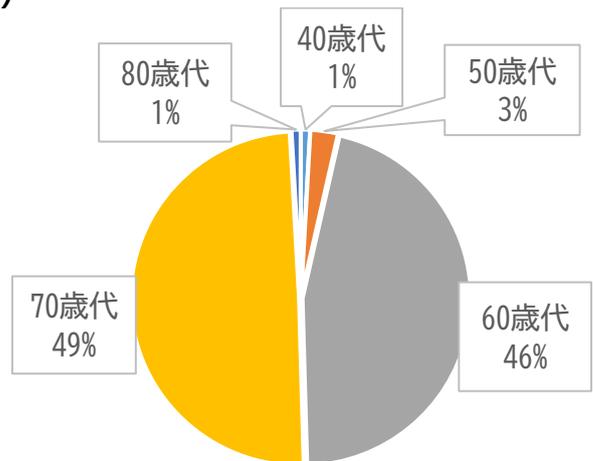
7. 集計結果の留意点

- ・各回答の集計結果を割合表示している場合には百分率で表示。
- ・百分率は、総数n値（回答数）=113に対する各回答実数の比率。
- ・以下のような場合には集計結果比率の合計が100%にならない場合がある。
 - …設問に対して未回答者がいる場合
- ・グラフ等においては、未回答は表示していない。

Q1 区長について

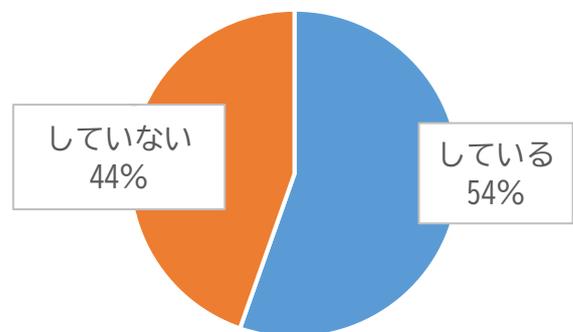
①年齢について教えてください（1つ選択）

年代	回答数	割合
40歳代	1	1%
50歳代	3	3%
60歳代	52	46%
70歳代	56	49%
80歳代	1	1%



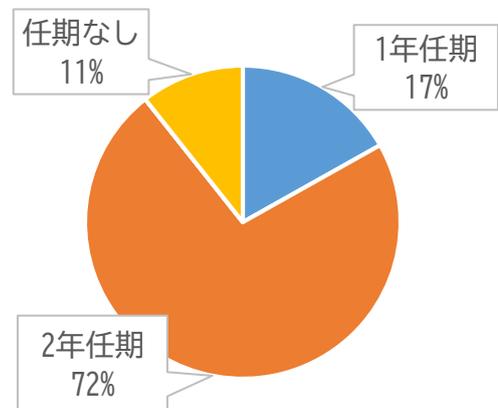
②現在何らかの職業に従事していますか（1つ選択）

職業従事	回答数	割合
している	62	54%
していない	50	44%



③区長の任期は何年ですか（1つ選択）

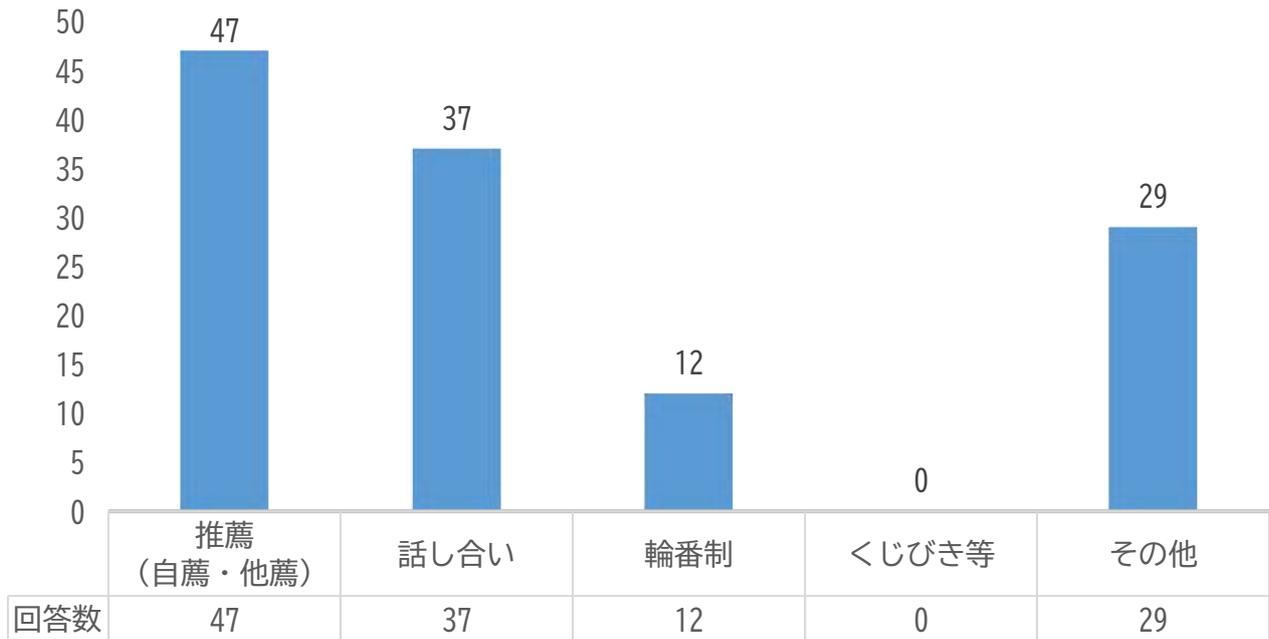
任期	回答数	割合
1年任期	19	17%
2年任期	82	72%
3年任期	0	-
特に任期なし	12	11%



【その他で記載のあったもの】

- ・任期はあるが、再任は妨げない（他 5件同趣旨の記載あり）
- ・本人の意思があれば長期継続可能
- ・1期2年、2期まで可
- ・規則では1年任期ですが再任は妨げない、また運営上、実質2年任期
- ・町会長2年の後、区長の任に当る

④区長はどのように選出していますか



【その他等での記載】

- ・ 選考委員会がありそこで推薦された者
- ・ 選考委員会で、役員選考を行っています
- ・ 選考委員会の推選により、総会において選出
- ・ 各班から選考員を出し区長を選出する
- ・ 選考委員会を開き、選出された候補者の同意を得る
- ・ 役員選考委員会(新旧班長で構成)が選出し、本人の承諾を得る
- ・ 役員会で推薦した者を総会で承認を得る
- ・ 選考委員会を設置し選考委員が打診、依頼をする
- ・ 4 町会の輪番制 各町会で話し合いで選出
- ・ 各班で推薦者をあげ(全体から)、選挙で選ぶ
- ・ 各班の持ち回り
- ・ 6 班を 3 班づつに分けて 2 年ごとに交代。班ごとに役員を選出する
- ・ 町会から推薦してもらい、輪番で各町会から選出されて従事する
- ・ 3 町会あり、各町会順番に選出、任期については定めていない
- ・ 町会輪番制⇒他の区役員も。話し合いもあるが、町会長を中心に役員(町会)で決め「お願いしに行く
- ・ 前区長の推薦が多い
- ・ 区長・公民館長＝現区長歴代区長推薦
- ・ 会計に始まって、公民館長、最後に区長(2 年、2 年、2 年)
- ・ 現在の区長は全体の話し合いにより決定した。班長は輪番制で班長の話し合いにより役員(区長、町会長、副区長、会計、監査、公民館長)を決定している
- ・ 最初の役職は推薦されてから区長、副区長、会計の役職あり。会計から特ち上がっていく
- ・ 年齢の順
- ・ 原則、年令順
- ・ 年令順に役員 3 人を選出し、3 人で話し合い、役職を決める
- ・ 選考委員会で選出
- ・ 役員選考委員会にて選出する
- ・ 選考委員会より
- ・ 4 組の輪番制、組内の話し合い
- ・ 班長から選出
- ・ 班毎の輪番(5 班)

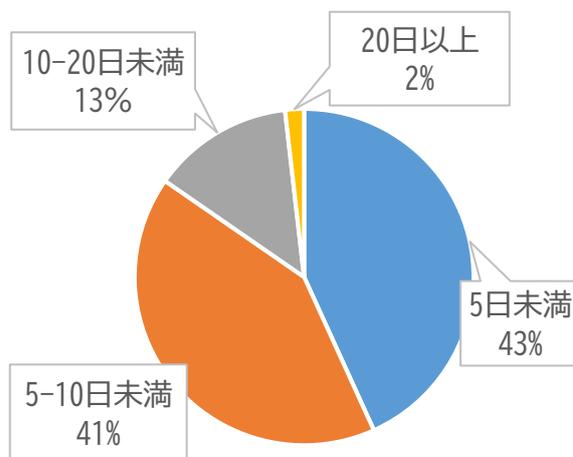
⑤区長以外に引き受けている役職はいくつありますか（数字を記載）

区長充て職で引き受けている役職数		
平均値	中央値	最高値
2.4	2	21

区長職とは関係なく引き受けている役職数		
平均値	中央値	最高値
1.65	1	10

⑥区長として活動に従事されている日数は月にどの程度ですか（1つ選択）

従事日数/月	回答数	割合
5日未満	48	43%
5日以上-10日未満	46	41%
10日以上-20日未満	15	13%
20日以上	2	2%

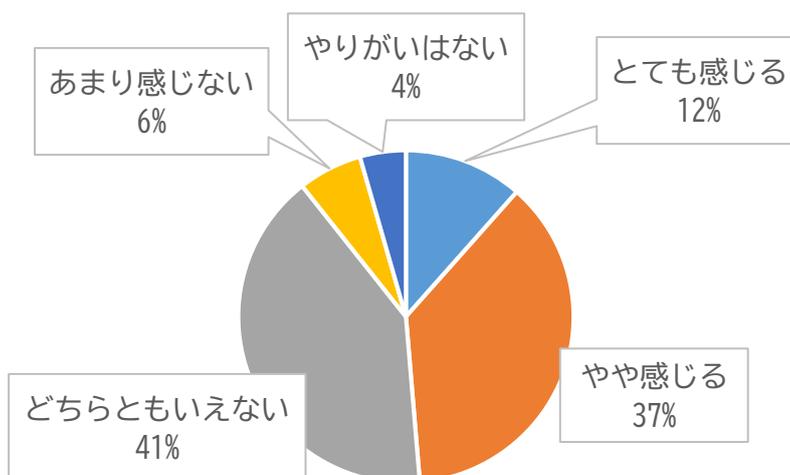


【その他】

・一概には言えない。時期により異なる。問題が起きたりすると頻繁になる。

⑦区長としての仕事にやりがいを感じますか（1つ選択）

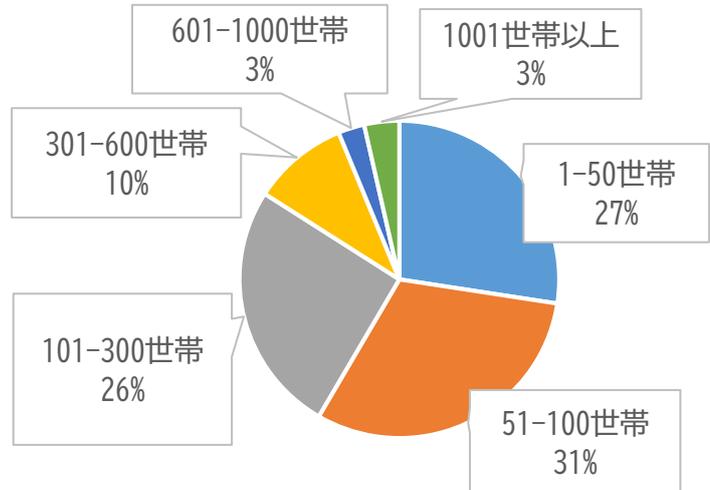
やりがい	回答数	割合
とても感じる	13	12%
やや感じる	42	37%
どちらともいえない	46	41%
あまり感じない	7	6%
やりがいはない	5	4%



Q2 自治会について

①あなたの自治会の自治会加入世帯数について教えてください（1つ選択）

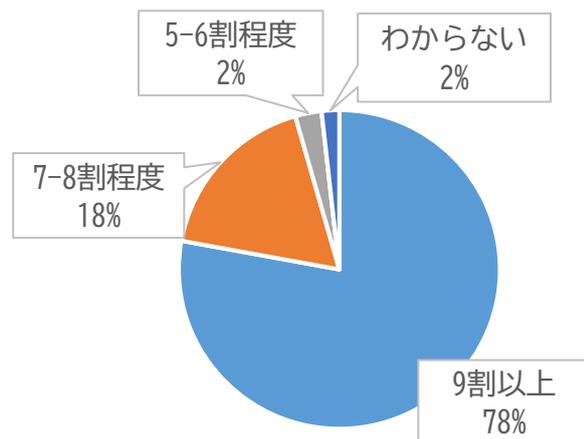
世帯数	回答数	割合
～50 世帯	31	27%
51～100 世帯	35	31%
101～300 世帯	29	26%
301～600 世帯	11	10%
601～1000 世帯	3	3%
1001 世帯以上	4	3%



②あなたの自治会への加入率は概ね何割程度と感じていますか（1つ選択）

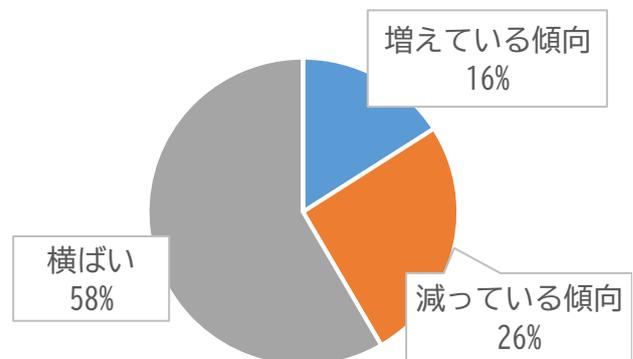
（正確な割合でなく、区長さんの感じている割合で構いません）

自治会加入割合	回答数	割合
9割以上	88	78%
7-8割程度	20	18%
5-6割程度	3	2%
5割以下	0	—
わからない	2	2%



③直近3年の加入世帯数の状況としてどのように感じていますか（1つ選択）

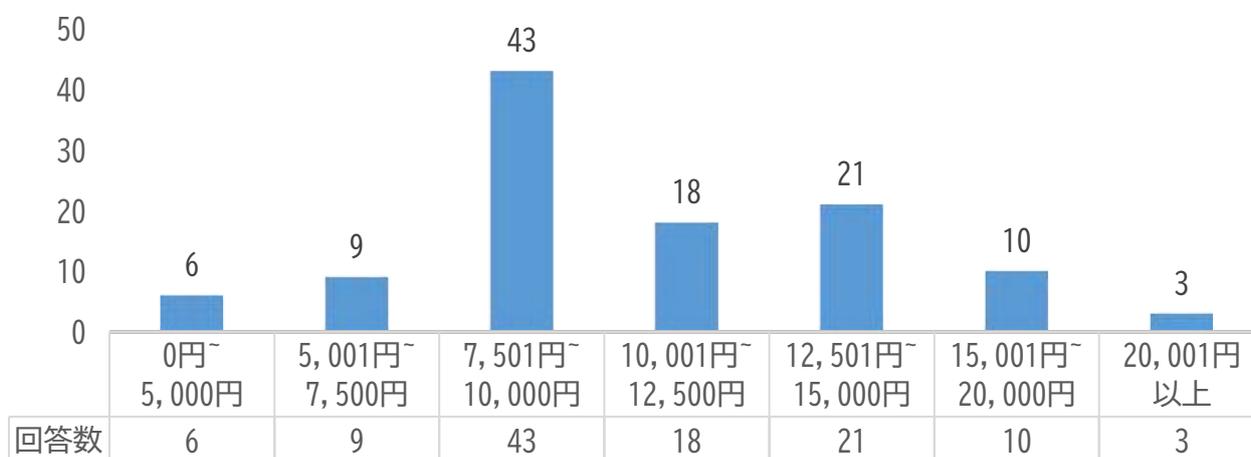
加入の状況	回答数	割合
増えている傾向	18	16%
減っている傾向	29	26%
横ばい	66	58%
わからない	0	—



④あなたの自治会の区費（町会費）（年額/1世帯）について教えてください

(1) 区費（町会費）/年額（金額を記載）

最大値	最小値	平均値	中央値
35,000 円	0 円	11,294 円	10,000 円



【その他の記載】

- ・町会費＝各町会で会費は異なる
- ・区費とは別に町会ごとに町会費を集めている
- ・区費 7,000 円＋町会費 18,000 円＋公民館新築 15,000 円＝40,000 円。4 町会あり町会費は 18,000 円～22,000 円です
- ・区費は 8,000 円ですが各町会ごとに町会費を徴収(町会によって金額は違う)5,000 円程度(コロナの為町会行事減少で減額されている)
- ・区費とは別に各町会がそれぞれの町会で決まっている金額をいただいている
- ・町会費及び公民館費は各町会で異なります。第 4 町会は町会費 3,500 円、公民館費 5,000 円
- ・他に自治公民館費として年額 3,600 円
- ・通常 8,000 円ですがコロナで諸行事ができないため 6,000 円にしています。今後も検討
- ・令和 3 年 4 年は各事業中止のため 3,600 円に減額 (25%減額)
- ・2021 年度からは、コロナ感染防止に向けて自治会活動が制限(減少)した為に、暫定的に区費は 5,000 円→3,000 円/年額に減額している
- ・コロナ禍で、自治会行事が減っているので、年会費を下げています
- ・コロナ禍による活動自粛と経済支援もあり、R3、R4 年度は 13,000 円
- ・令和 4 年度はコロナにより行事等が少ない為区費は 11,000 円としました (通常 13,000 円)
- ・令和 3 年まで 15,000 円、今年度より 10,000 円
- ・各団体納入金については班長の集金が大変なので一括徴収しています。(合計 2,950 円)
- ・特に「夏祭り」などで特別寄付金を集めない為に 20 数年前に町会費を上げた経緯があります
- ・これだけ (2,400 円) で、消防団 (420,000)、社協費 (420,000)、各種募金等すべて賄っている。2,400 円以外は一切集めていない

(2)持家と貸家で区費（町会費）が異なる場合、持家以外の区費（町会費）

7割程度減額 例) 持家 10,000 円 貸家 3,000 円	5割程度減額 例) 持家 10,000 円 貸家 5,000 円	3~4程度減額 例) 持家 10,000 円 貸家 6,000 円	1~2割程度減額 例) 持家 10,000 円 貸家 8,000 円
4件	4件	2件	4件

【その他の記載等】

- ・貸家アパート、年 3,000 円、家主・管理会社負担
- ・親族があり空き家の場合年額 5,000 円（通常 15,000 円）
- ・アパートは大家さんが 50,000 円納めている

⑤区費（町会費）の取り扱いにあたって特例等を設けている場合があれば教えてください（複数選択可、上記④のケースは除く）

<区費（町会費）を免除している加入世帯>

- ・生活保護世帯に関して 7件
- ・高齢者に関して 3件
(高齢者のみの世帯で町会内で承認された世帯はいただいている、一人暮らしの高齢者で 80 才以上は全額免除（本人からの申出要）、高齢者のみの世帯で町会内で承認された世帯はいただいている、老人の 1 人暮らしで施設に入所している、75 才以上の一人暮らしの世帯)
- ・障害者世帯に関して 2件
- ・生活困難世帯に関して 3件
(収入がない世帯、収入が少ない・安い年金のため、生活が苦しい世帯等)
- ・その他 2件
(民生委員のお世話になっている家庭は免除しています、区としてはないが町会の状況に応じてまかせている)

<区費（町会費）を減額している加入世帯>

- ・高齢者の世帯に関して 10件
(独居老人、75 才以上の 1 人世帯、老人世帯、80 歳以上の独居世帯で活動に参加することが難しいと判断した世帯、70 歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯半額、1 人暮らしの高齢者 75 才~80 才(半額免除) 等)
- ・アパート等の貸家世帯に関して 4件
(貸家世帯半額 (5,000 円/年)、アパート入居者、貸家住まい等)
- ・ひとり暮らし世帯に関して 2件
(ひとり暮らし等個人の状況により調整しています、1 人住まい)
- ・母子家庭等世帯に関して 4件
(シングル家庭、母子家庭等)
- ・生活保護世帯に関して 5件
(生活保護世帯、生活保護等は会議で決定→半額免除（本人からの申出による）)
- ・その他 7件
(生活困難 8,000 円→5,000 円、金額に同意を得られない為、年度途中での加入、家があっても居住していない世帯、障害のある方の区費は半額(6,000 円)としている、住んではいないけれど住宅などがある場合、加入はしているが本人は施設生活)

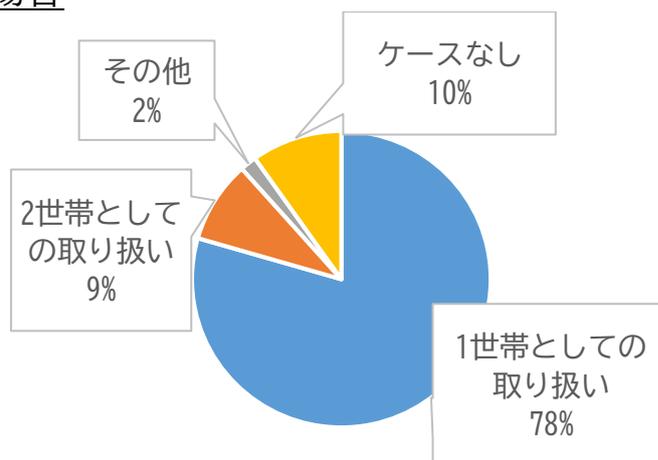
<その他>

- ・ 公民館費、子供育成会費免除の世帯あり(申請による)
- ・ アパート類は1棟5,000円
- ・ 自治会、子供育成の加入率が低く、国レベルでPR(テレビ・新聞等)できないでしょうか
- ・ 行事が行えない場合、全戸対象で区費を役員会で免除を決定する
(過去2度、大震災、コロナで)
- ・ 資源ごみや粗大ゴミ等のゴミ回収のみの場合(班未加入※貸家が多い)は年額4,000円
新規加入者は月割
- ・ 町会に加入したくないが、ゴミステーションを使用したい場合使用料として5,000円いただいている町会がある
- ・ 空き家に入居している人(集落の付き合いなし)は、字費は安くしている
- ・ 会費は免除無しですが、役職は免除している世帯はあります。主に高齢に伴い自己申告し会員の合意で決定
- ・ 組内に入っていない世帯は徴収していない
- ・ 地区内で行なわれる祭事の会費についても区費として集めている。宗教上の問題で支払いたくない家庭があるが、区費は変えず、祭事に対する支出額からは1戸分を引いて祭事役員に出している
- ・ 区内、会社、店舗又は特別な人別途設定
- ・ 高齢者等で収入が少なく生活が苦しい会員は役員会で相談して減額(例:6000円/年:通常14,000円)している。区総会で承認を得ています
- ・ 区費は納めているが、行事には参加しないお宅が2件あります
- ・ 高齢者1人が住んでいる(住所が自治会内)が、長期にわたり施設に入りその子供との連絡もままならない場合、徴収を断念しているケースがある

⑥区費(町会費)・自治会加入の取り扱いにあたって、下記のようなケースの対応について教えてください(1つ選択)

(1) 同敷地内で別棟の2世帯住宅の場合

取り扱い	回答数	割合
1世帯としての取り扱い	89	78%
2世帯としての取り扱い	10	9%
その他	2	2%
そのようなケースはない	11	10%

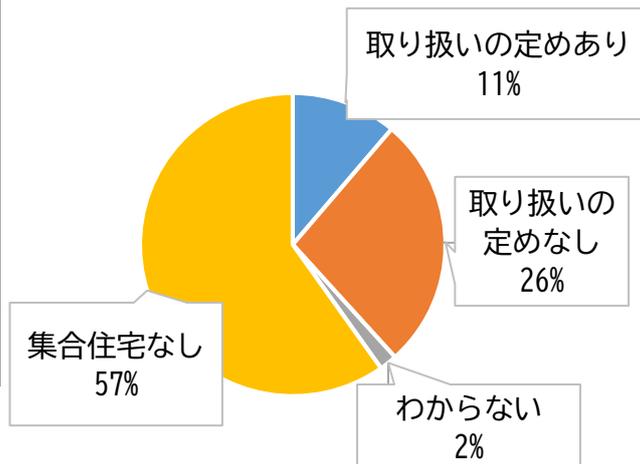


【その他等での記載】

- ・ 2世帯で取り扱うが世帯は半額分ずつ徴収
- ・ 2世帯として取り扱っているのは1件のみ、他はすべて1世帯分を徴収
- ・ 世帯主と前後左右のちがう番地の家(長男、長女の家)
- ・ 双方のケースともあり、世帯の主張を尊重している。

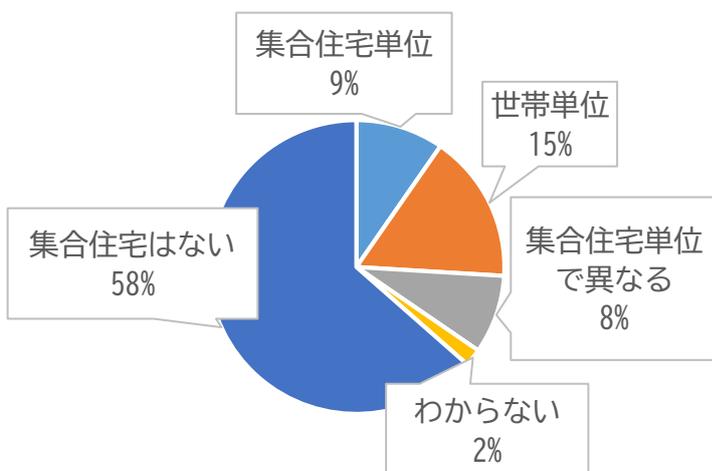
(2) アパート等の集合住宅への対応について

取り扱い	回答数	割合
戸建住宅とは別に加入に関する取り扱いを定めている	12	11%
戸建住宅とは別に加入に関する取扱いは定めていない	29	26%
わからない	2	2%
集合住宅はない	64	57%



(3) アパート等の集合住宅の自治会加入について

取り扱い	回答数	割合
集合住宅単位での加入	10	9%
世帯ごとでの加入	17	15%
集合住宅単位で取り扱いが異なる	9	8%
わからない	2	2%
集合住宅はない	66	58%



Q3 会議、役員について

※「役員」の定義に定めはないので、自治会としての考え方でご記載ください

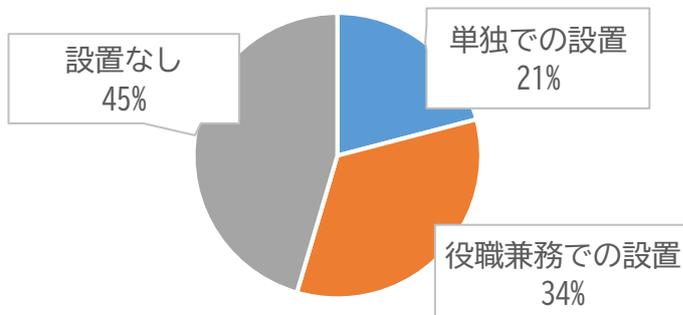
①あなたの自治会の役員について教えてください (把握されている範囲でお答えください)

(1) 役員の数 (人数を記載してください)

最大値	最小値	平均値	中央値
44人	1人	12.6人	10人

(2) 副区長の設置有無

設置有無	回答数	割合
単独での設置	23	20%
兼務での設置	37	33%
設置なし	50	44%

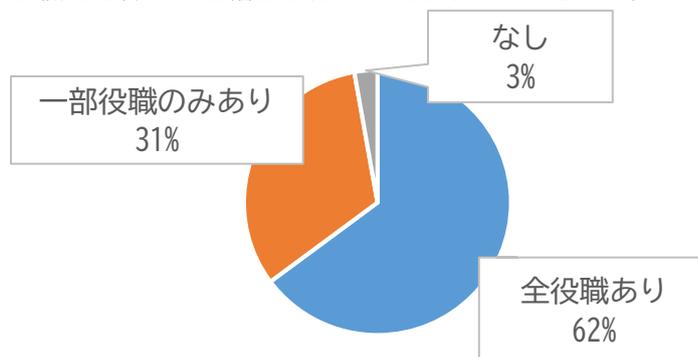


【その他】

- ・副区長が複数おり、単独・兼務両方いる場合もあり
- ・必要に応じて設置できる規定あり、としている地区もある
- ・兼務の場合には公民館長、町会長、会計との兼務が多い

(3) 役員手当の有無（市からの区長・町会長謝礼は除いた自治会予算から支出されているもの）

手当の有無	回答数	割合
全役職あり	70	62%
一部役職のみ	35	31%
なし	3	2%



(4) 役員手当が有りの場合の金額

<区長> ※106 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
210,000 円	5,000 円	64,117 円	50,000 円



【その他の記載】

- ・市からの手当に自治会規定の額を手当として出す
- ・100,000 円（コロナ禍前は 200,000 円）
- ・手当とは別に交際費の設定あり（2 地区）

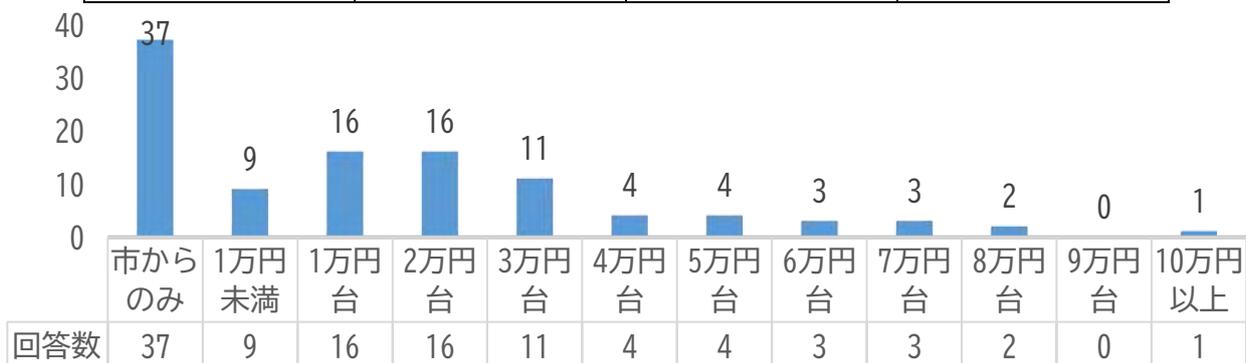
<副区長> ※55 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
100,000 円	5,000 円	36,877 円	30,000 円



<町会長> ※106 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
110,000 円	1,000 円	28,863 円	22,000 円



【その他の記載】
 ・町会長手当は町会ごとに設定されているため金額が異なる
 ・5,000 円+ (戸数×200 円)

<班長> ※固定値での記載 55 件、戸数割り等での記載 19 件 (合計 74 件)

最大値	最小値	平均値	中央値
20,000 円	700 円	8,012 円	6,420 円



※上記グラフ等については固定値での回答のみの表示となります

【戸数割り等での記載 ※19 件】

- ・1,000 円×世帯数 2 件
- ・500 円×世帯数 2 件
- ・5,000 円+ (世帯数×500 円)
- ・2,000 円+ (世帯数×200 円)
- ・25 円×月数×世帯数
- ・4,700 円~5,700 円
- ・戸数割
- ・600 円×世帯数 2 件
- ・400 円×世帯数 3 件
- ・4,000 円+ (世帯数×500 円)
- ・50 円×月数×世帯数
- ・7,000 円~10,000 円
- ・町会から
- ・町会毎のとりきめ (1,000 円~3,000 円)

<会計> ※72 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
100,000 円	5,000 円	38,733 円	30,500 円



<公民館長> ※57 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
100,000 円	5,000 円	36,825 円	30,000 円

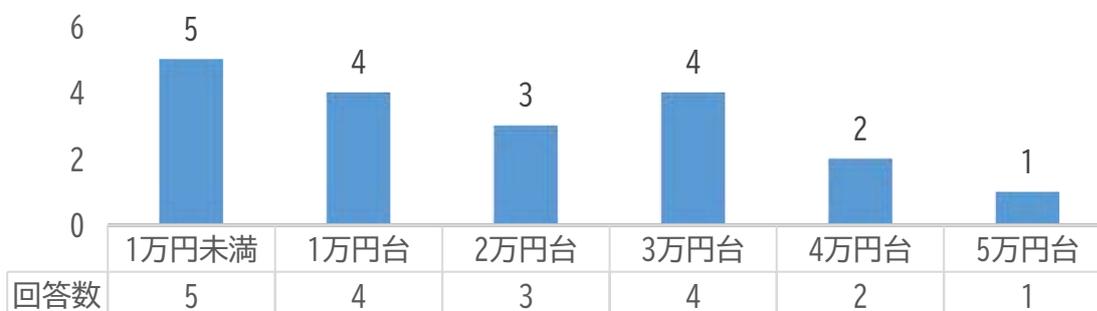


【その他の記載】

・手当 25,000 円、交際費 35,000 円、活動費 25,000 円

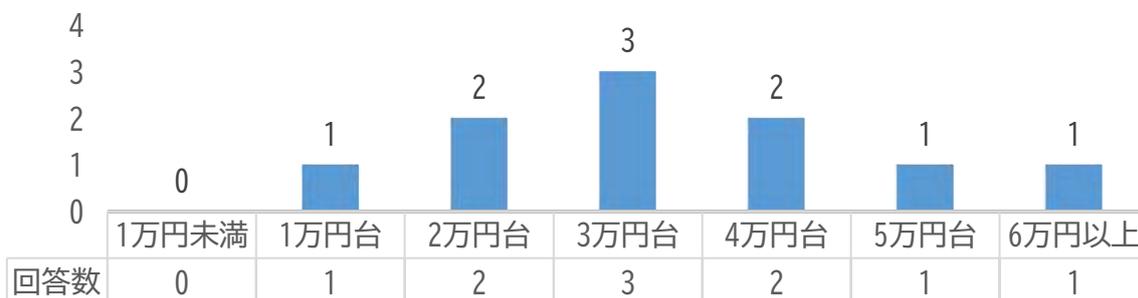
<副公民館長> ※19 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
50,000 円	3,000 円	21,210 円	20,000 円



<事務局（長）> ※10 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
80,000 円	15,000 円	36,000 円	30,000 円



<公民館会計> ※8 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
50,000 円	5,000 円	28,125 円	30,000 円



<監査、監事> ※23 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
30,000 円	2,000 円	7,391 円	5,000 円



<氏子、氏子総代、寺総代、八幡宮総代> ※11 件回答あり

最大値	最小値	平均値	中央値
60,000 円	3,000 円	17,363 円	10,000 円



<その他記載のあったもの>

- ・ 農業推進員、農政委員、農協推進委員、農協総代：8件 (2,000円～20,000円)
- ・ 健康推進員：8件 (5,000円～20,000円)
- ・ 事業推進委員 (長)：6件 (3,000円～35,000円)
- ・ 書記：4件 (15,000円～50,000円)
- ・ 庶務：2件 (25,000円・35,000円)
- ・ 副町会長：2件 (42,000円・50,000円)
- ・ 育成会長：1件 (1,000円)
- ・ 協力員：1件 (5,000円)
- ・ 顧問：1件 (3,000円)
- ・ 副会計：1件 (10,000円)
- ・ 交通安全員：1件 (5,000円)
- ・ 執行役員：1件 (15,000円)
- ・ 公民館運営委員長：1件 (20,000円)
- ・ 青壮年部長：1件 (3,000円)
- ・ 年番：1件 (10,000円)
- ・ 農事区長：1件 (100,000円)
- ・ その他役員：2件 (10,000円・20,000円)
- ・ その他の団体役職者 (会長、副会長、会計、書記)：7件 (1,000円～20,000円)
- ・ 共済役員：7件 (2,500円～15,000円)
- ・ 消防団：5件 (5,000円～90,000円)
- ・ 女性防火クラブ：4件 (1,000円～20,000円)
- ・ 防災リーダー：2件 (10,000円・60,000円)
- ・ 評議員：2件 (1,000円・5,000円)
- ・ 共有地委員：1件 (5,000円)
- ・ 総務：1件 (20,000円)
- ・ 幹事：1件 (2,000円)
- ・ 副班長：1件 (5,000円)
- ・ ゴミ対策委員：1件 (5,000円)
- ・ 地域福祉：1件 (5,000円)
- ・ 土地改良区役員：1件 (3,000円)
- ・ 土木委員：1件 (5,000円)
- ・ 神社会計：1件 (20,000円)
- ・ 副農事区長：1件 (50,000円)

(5) 役員はどのように選出していますか (複数選択可)



【その他の記載】

- ・ 役員選考委員会による選出 7件
- ・ 適任者を選び、区長が依頼する
- ・ 班長さんは、当番制
- ・ 班長は輪番制、その他の役員は話し合い
- ・ 各班持ち回り・規定による
- ・ 町会長・班長は各町会・班で話し合い(輪番が基本)で決定
- ・ 各班で推薦者をあげ(全体から)、選挙で選ぶ(区長・町会長・会計・公民館長・副館長) 班長は輪番
- ・ 区長、公館長は前任者が選出し、総会で承認を受ける例が多い。総会時に選出会合を行ない決める事も、会則には記されている
- ・ 町会ごとに選出方法の違いがある
- ・ 町会長、会計⇒班輪番制にて選出。班長⇒班内輪番制、その他役員⇒話し合い
- ・ 4役(区長、公民館長、会計、事務局)は他薦、町会長・班長は輪番制
- ・ 区長・町会長・公民館長・会計・農業推進委員長は選考委員会で選考し打診、依頼。正副班長は輪番制
- ・ 班長(輪番)の中から選択。区長が決定されない場合前年度副区長が区長に
- ・ 班長が輪番制で、班長の話し合いで役員を選出。区長は2年、その他の役員は1年の任期
- ・ 現在の役員が補充する役員を見つける。交渉する
- ・ 班長は輪番制
- ・ 町会ごとに選出方法が異なる
- ・ 班長・評議員は輪番制
- ・ 4町会あり、3町会は輪番制
- ・ 町会長を中心に町会と決める

(6) 選出にあたって役員免除の規定や慣例等がある場合には教えてください

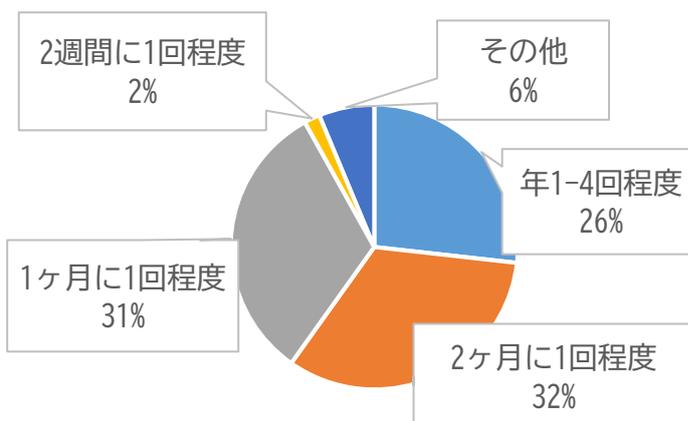
免除規定等 あり	免除規程等 なし
20	84

【免除規定等ありの場合の理由】

- ・ 足が不自由など体調面を考慮
- ・ 消防団員の家庭は除かれる
- ・ 年令等により、班の決め方による
- ・ 一度経験した人は免除している
- ・ 高齢者一人ぐらしの人
- ・ 罹患者又は正当な理由のある人
- ・ 75歳以上の方は免除できる。病気等で役員業務が困難な時（本人が了承すれば継続）
- ・ 会員の中から年齢順。但し都合で役員職に就けない場合は、その都度協議する
※年齢制限原則 70 歳。意欲のある方はその限りではない
- ・ 体調等で不都合と申し出があれば
- ・ 高齢者 80 才以上、身体が不自由な方→一人住いの方
- ・ ①会員が 2 人家族又は 1 人で 70 才後半の世帯。②会員が 2 人家族で 1 人が病気療養中又は介護を要する場合③その他誰が見ても大変であると判断される場合
- ・ 家庭の事情を考慮
- ・ 各町会で話し合う
- ・ 高齢世帯
- ・ 高齢者で健康に不安のある方
- ・ 役員と班長は連続では行なわない
- ・ 各班の推薦で選出、3 役は 2 度選出なし
- ・ 元消防団員(一部)
- ・ 老人の 1 人暮らし
- ・ 班の事情によりおまかせ

②どの程度の頻度で役員が参集する会議・事業等が行われますか

会議等の頻度	回答数	割合
年に 1 回～4 回程度	30	26%
2 ヶ月に 1 回程度	37	32%
1 ヶ月に 1 回程度	36	31%
2 週間に 1 回程度	2	2%
その他	7	6%

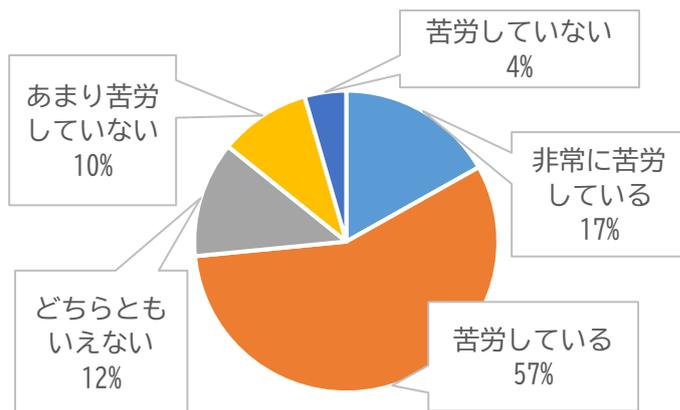


【その他等での記載】

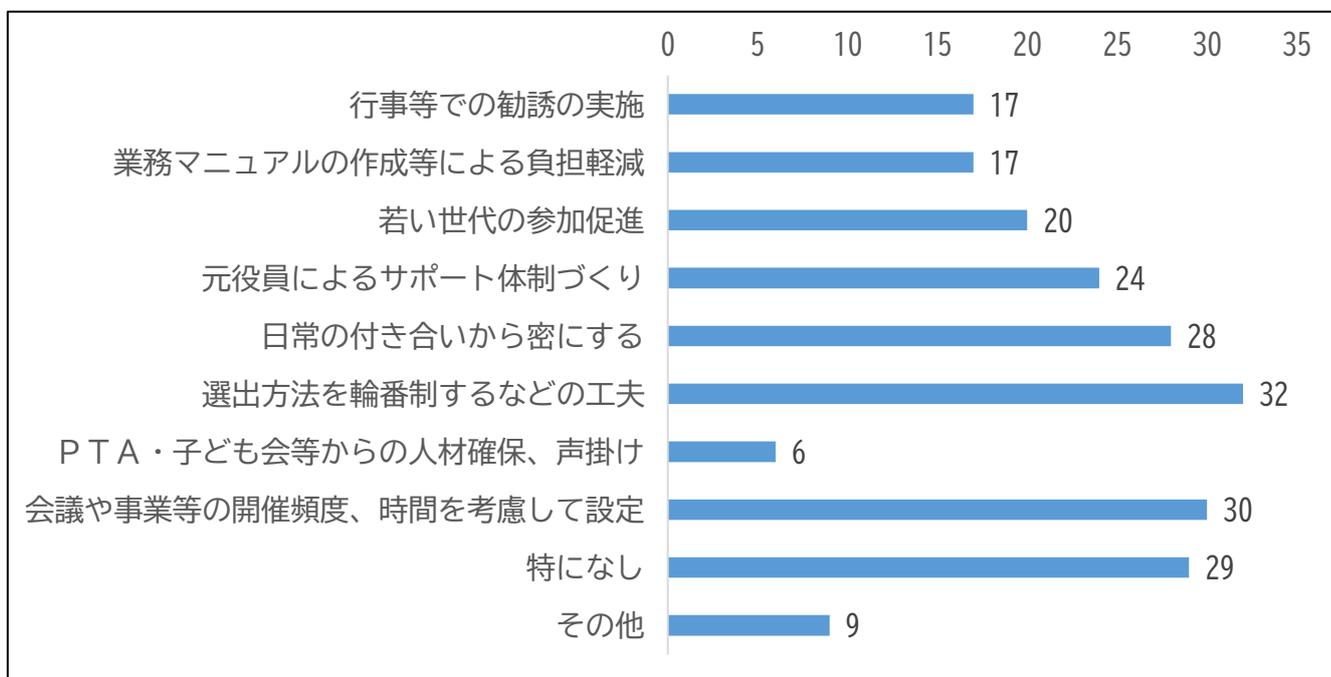
- ・ 新型コロナ等の緊急は臨時会議を開催しています
- ・ イベントごとに参集（6 回/年）
- ・ なにかあるときその都度
- ・ コロナ禍の中、1 年 6 ヶ月役員会議は実施してない
- ・ コロナ対応の為行事数少なく。通常は 1 回/月 ・今はコロナの為、電話打合せが多い
- ・ 全員は 2 ヶ月ごとくらい。4 役は 1 ヶ月に 1 回位
- ・ 会議 1 回/月。事業により複数回。通年 3 回/月。コロナ禍後は 2 回/月
- ・ 区長・町会長・副町会長・会計は月 1 回程度。他の役員は年 1 回（自治会総会時）
- ・ 役員は 1 ヶ月に 1 回。その他各種行事で 10 回程度出る
- ・ コロナ対応の為減少
- ・ 11 月、1 月を除き、毎月第 1 土曜日が三役会議。第 3 土曜日が大字役員会議を開催。年 20 回位、月に 3-4 回、夜に実施
- ・ 祭りが 5 回あり参加
- ・ コロナ前は毎月あり
- ・ コロナの為控えています
- ・ コロナ禍での会議無し

③あなたの自治会では役員の確保に苦労していますか（1つ選択）

役員の確保について	回答数	割合
非常に苦労している	19	17%
苦労している	64	57%
どちらともいえない	14	12%
あまり苦労していない	11	10%
苦労していない	5	4%



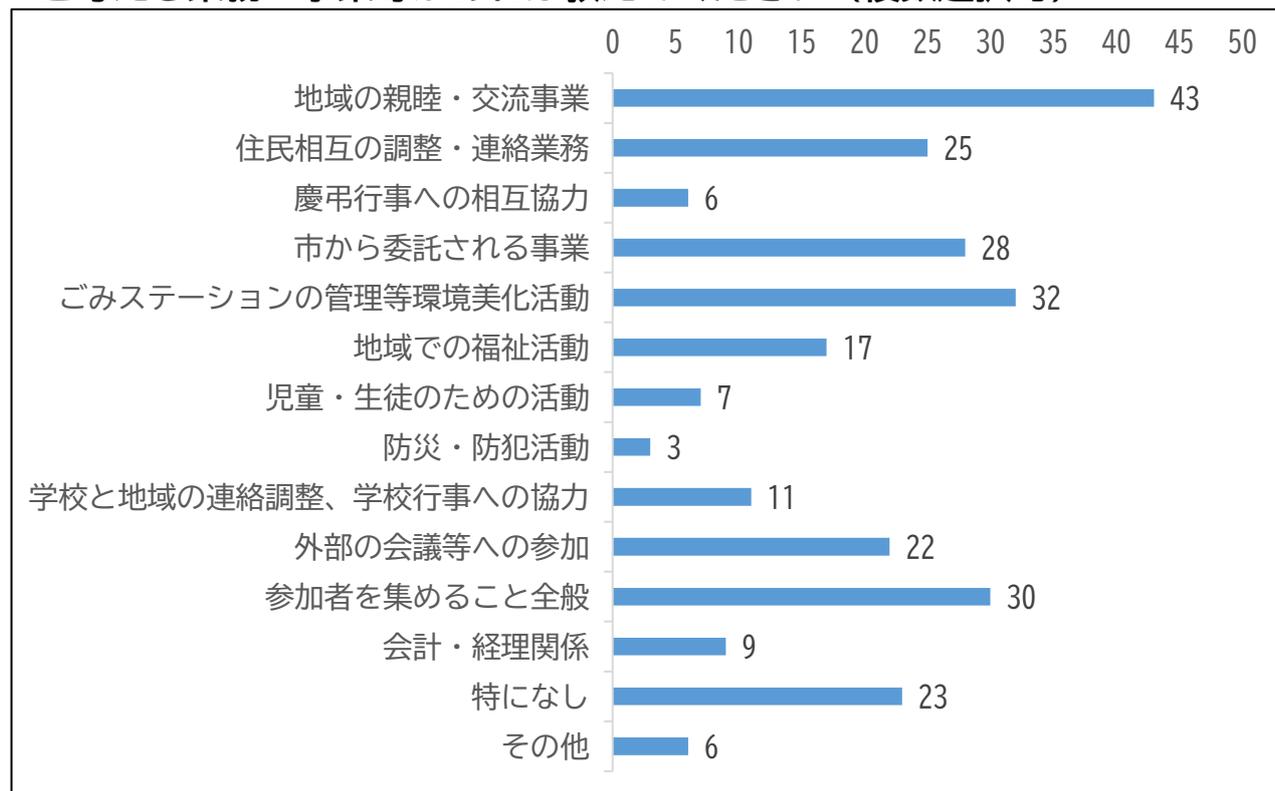
④役員のなり手確保に向けた工夫や取組として実施しているものがあれば教えてください（複数選択可）



【その他等での記載】

- ・役員引き受け手がない為、めばしい人をお願いに伺う
- ・現在、役員選出方法等を検討中
- ・区独自の手当を支給することにした
- ・役員の選出を、区役員と公民館役員を1年ずらしている。区長公民館長については、退職者(60才以後)へ
- ・前任者が選出して決まるケースが多く、班長になった時に、奥様が出てくる家には役がいかない
- ・防火クラブ会長・健康推進員は区長・公民館長の奥様と決められている
- ・日曜日の夜に開催する。できるだけ負担を軽くしている
- ・実情としては、会社員、いちご農家等の方に頼むのは難しいです
- ・構成員である班長は当番制で選出されている
- ・行事等をできるだけ、負担感を少なくする。町会長とできるだけ共有するようにしている

⑤役員にとって特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法の改善が必要だと考える業務・事業等があれば教えてください（複数選択可）



【その他等での記載】

- ・当区は大きなイベント(夏祭り・神社例大祭・桜祭など)が多くあり活性化にはなっておりますが役員の負担にもなっています
- ・次の役員を決めるのが大変。区の役員の他、民生委員、地域福祉委員、交通安全委員、防災リーダー等
- ・①地域づくり事業の計画書・報告書の作成②選挙にからむ会合、ちらしくばり
- ・参加者が多く見込まれコロナ禍により事業計画が難しい
- ・他団体の役員に「区長」ということで割りあてられる
- ・コロナ禍で参加者を集めての行事を控えていることから今後は懸念されると言う思いがあります

⑥上記の⑤のような特に負担が大きい業務等に対して、何かしらの改善策を講じているまたは講じた取り組み等があれば教えてください（自由記載）

【自由記載】

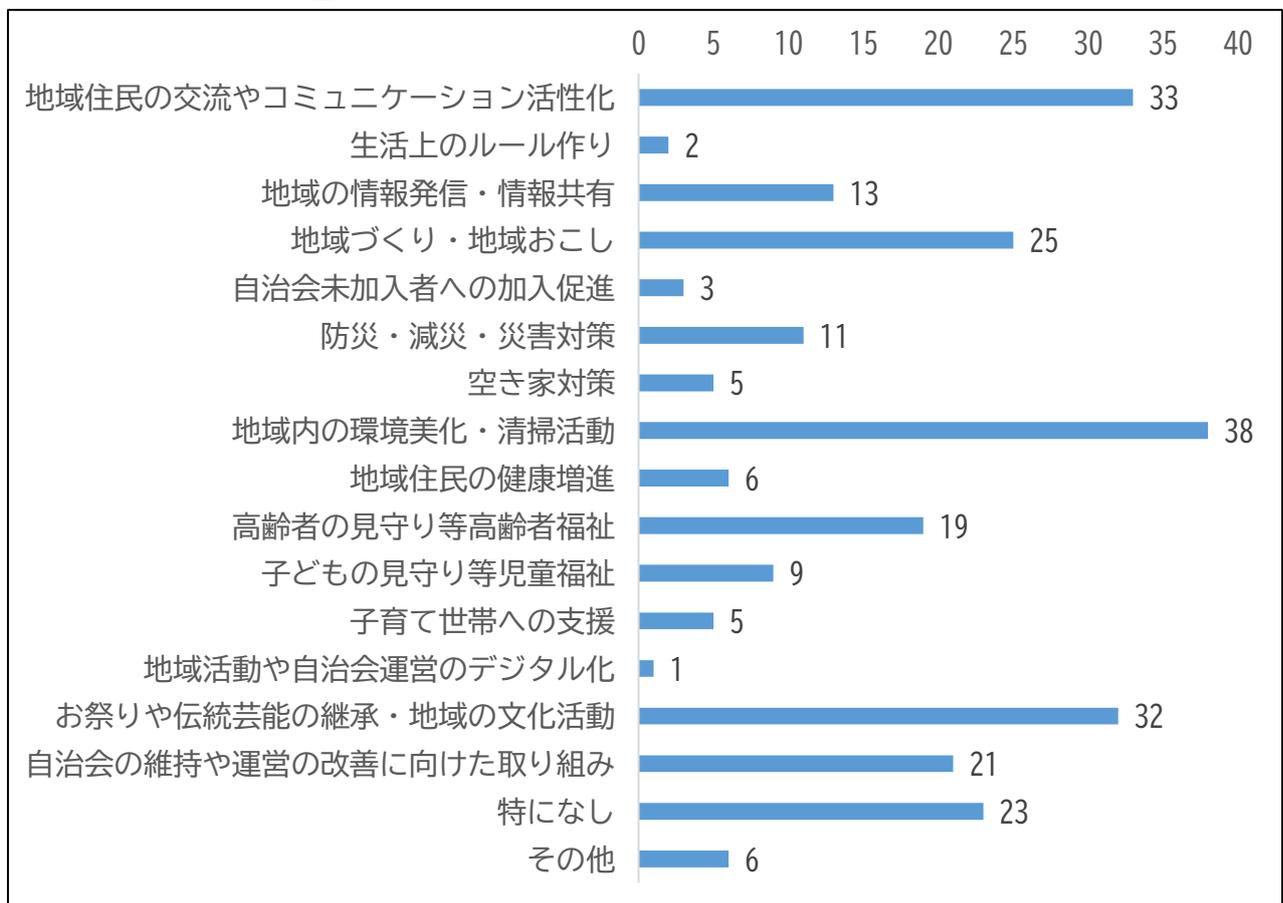
- ・夏祭りの負担が大きい、もう少し日程を短縮していただきたい
- ・今市事件からスタートした学校スクールガード事業を本年3月で中止させていただきました(ボラティアの高齢化・なり手不足により)
- ・役員の高齢化に伴う負担増→比較的若い人達への参加依頼
- ・役員で手分けして対応
- ・検討中
- ・町会役員を決める場合、各班より代表者を決めていただき代表者の中で決める
- ・地区外者、外国人等のゴミの出し方の周知(不法投棄対策)
- ・業務が特定役員に集中しないよう分散している。(例:地域づくり事業は副区長の担当等)
- ・役員の負荷が大きい、祭りや事業の統廃合を進めている
- ・輪番制で高齢者が会計をやるようになったが体調面などで次の人に会計をやってもらうようにした
- ・各種団体の協力を得ている

【自由記載】※前頁の続き

- ・役員に対して、区長にきた文書、出席した会合資料をコピーし配布している。また文書等パソコンデータで残している
- ・役員同士の協力により助け合う
- ・業務の負担を軽減するため、分配している
- ・ゴミステーションについて相談したことがあったが、役所では、自治会のことは自治会で…というだけで何もしてくれない。これでは、若い人は困ってしまう気がする。ともに考える姿勢が欲しい
- ・お金の管理と会計書類作成を別担当とした
- ・きまりを守れないゴミ出し、回覧にて注意喚起しても効果なし
- ・親睦、交流事業等はより多くの人に参加して頂くよう主旨説明文を区長が作成し全戸に回覧方式を取っている
- ・班選出でなく、自治会全体の中からの各役員の任期満了時の新役員の選出
- ・ごみステーションの管理について…座談会の開催
- ・各班長により分担
- ・なるべく多くの人数の集会をへらす
- ・地域草刈り作業は非常に負担となっている。主に五役のみで実施（除草剤散布含む）来年度より、区民全員で実施するよう計画中
- ・休日の事業がつづくとう参加者が減少する。早期の連絡（3カ月くらいの予定連絡）。女性・男性の高齢者が増加した時役割分担が大変だからその人に合った仕事の選択
- ・役員会はなるべく少なくしあらかじめ日時を決めておく

Q4 自治会運営、課題について

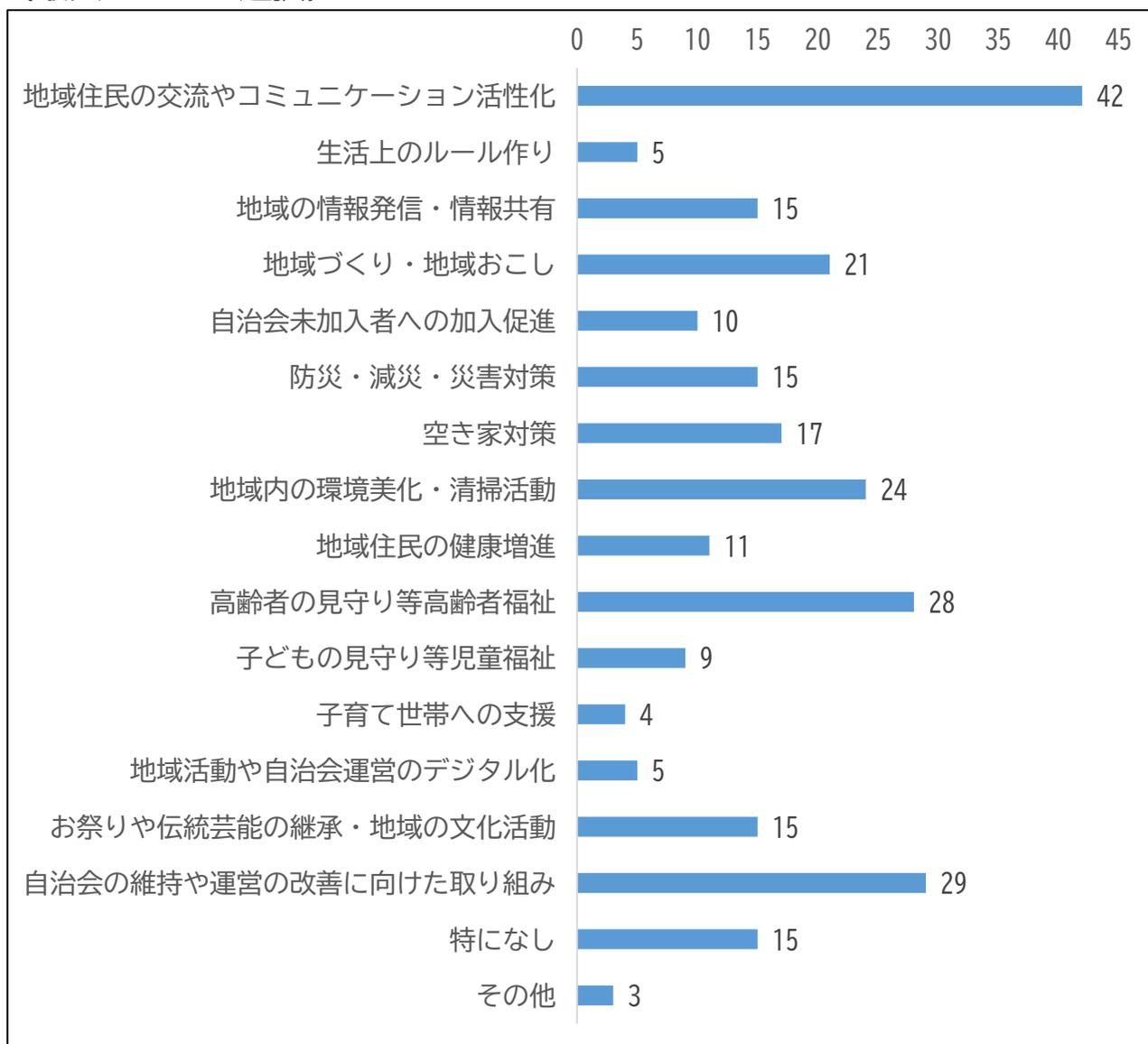
①あなたの自治会で現在、取り組みを強化している活動はありますか (最大3つまで選択)



【その他での記載】

- ・コロナ感染禍が長く続き、各種行事がすべて中止となり、町内コミュニケーションが疎遠となり組長を含めた会議ができないでいます
- ・空き家対策、環境美化、伝統芸能継承は必要が迫られているが取り組みに致っていない
- ・三世代交流に努力しているが、コロナ禍で難しい
- ・どこの区でもゴミ捨てについて苦勞をしている。マナーを守らない、分別をしないなど最終的にはいつも役員が処理している。どこでも同じだがマナー向上を促してほしい
- ・コロナの為、活動の中止が多い
- ・コロナ対応で、特記なし

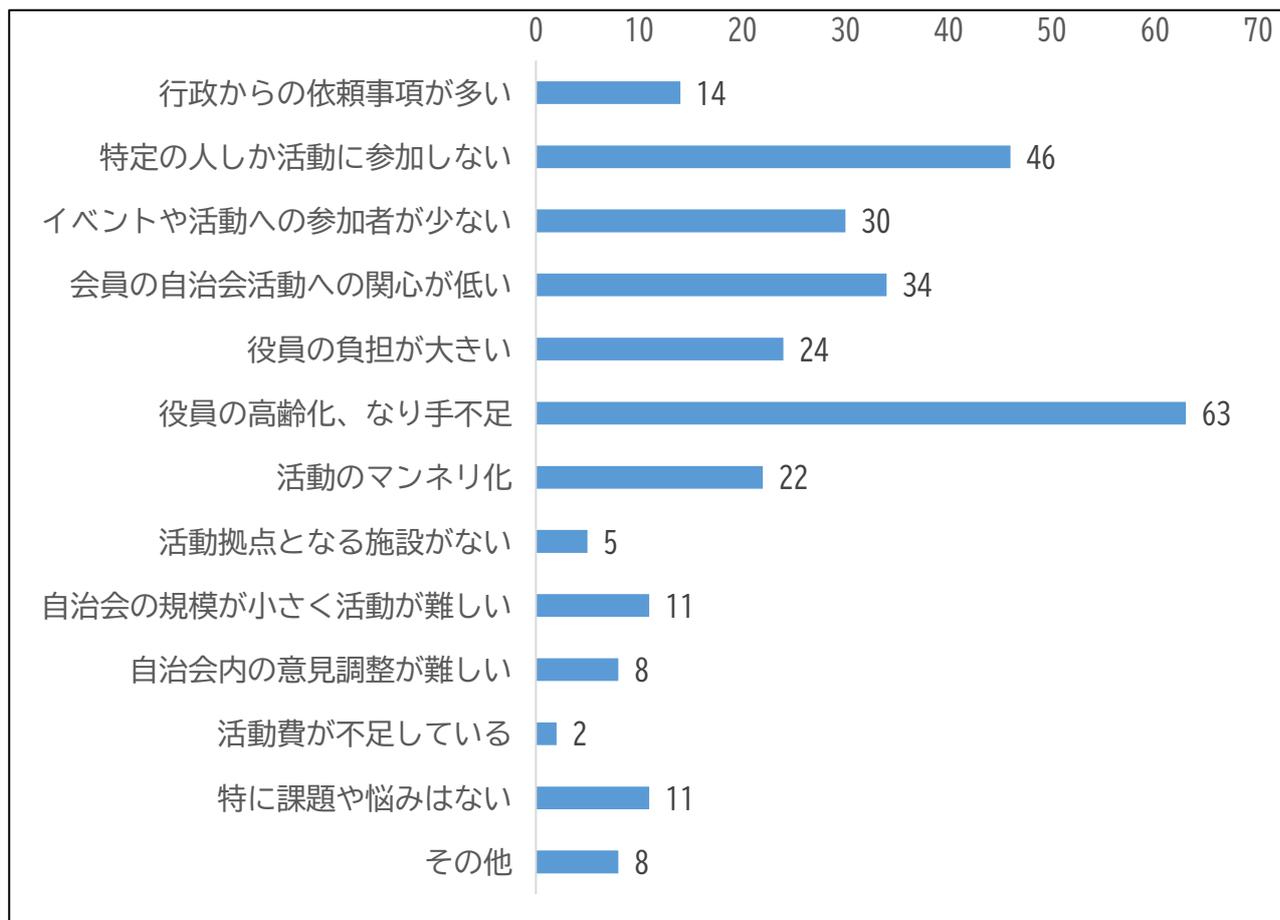
②あなたの自治会で今後、取り組みを強化したい活動はありますか
(最大3つまで選択)



【その他での記載】

- ・今後の活動などコロナ感染終了がいつ見通せるかによると思われます
- ・当地区は昭和40年代までは農業者主体の村落であり50年代から急激に発展している市街化区域と調整区域が混在しており住民感情の統一的な配慮は困難な面がある
- ・行事の簡素化

③自治会運営を行っていくうえでの課題（悩みや困りごと）となっているのはどのようなことですか（複数選択可）

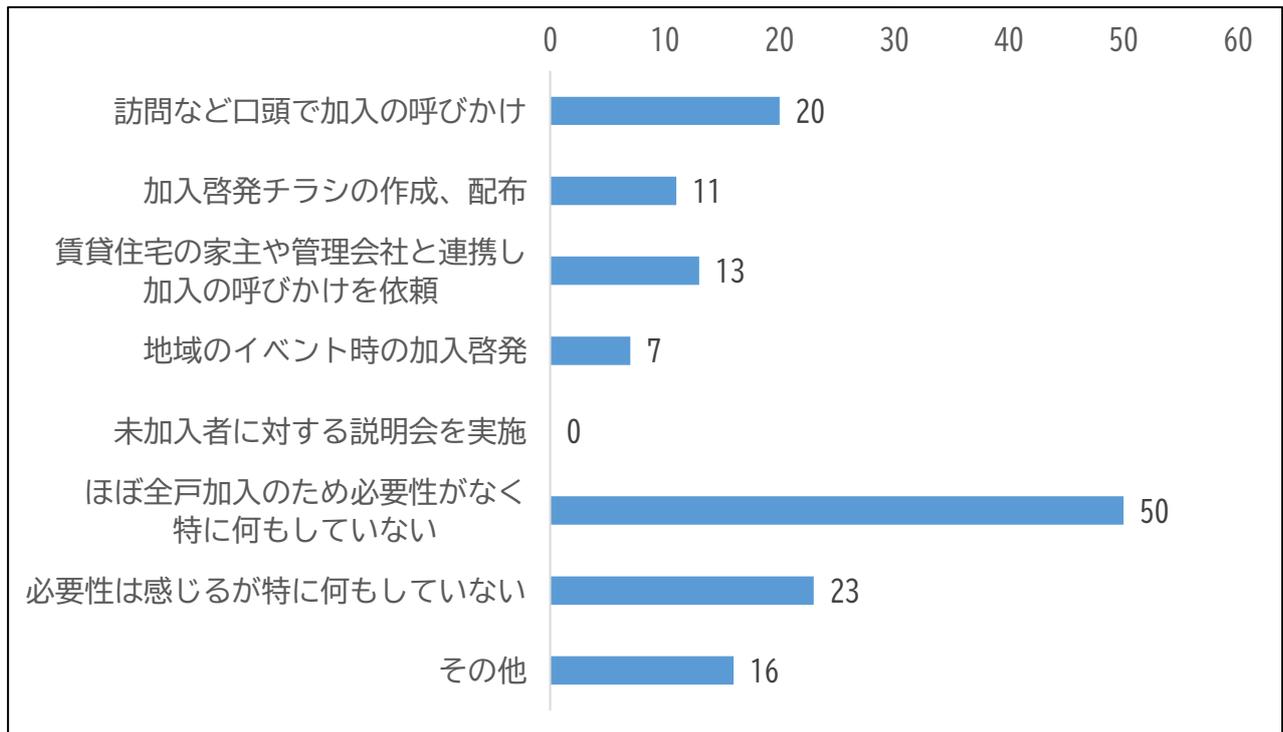


【その他での記載】

- ・地域住民の高齢化、少子化・子供達の部活動優先で地域行事へ参加が少ない
- ・コロナで活動に関する意欲が低くなっている
- ・情報が少ない。他の区の運営方法等良い点を取り入れたいが、できない
- ・地域の住民は協力的である
- ・コロナ禍で活動の縮小、中止が多くなりコミュニケーションが不足し、地域の連帯感がなくなっている。共同活動に尻込みしている
- ・コロナにふり廻わされている!!
- ・住民の高齢化と世帯数の減少により活動が停滞していくと予想している
- ・市からの行事説明でも通りいっぺんの説明で活動に対する熱意を感じられない

④自治会未加入者、退会者への対応について教えてください

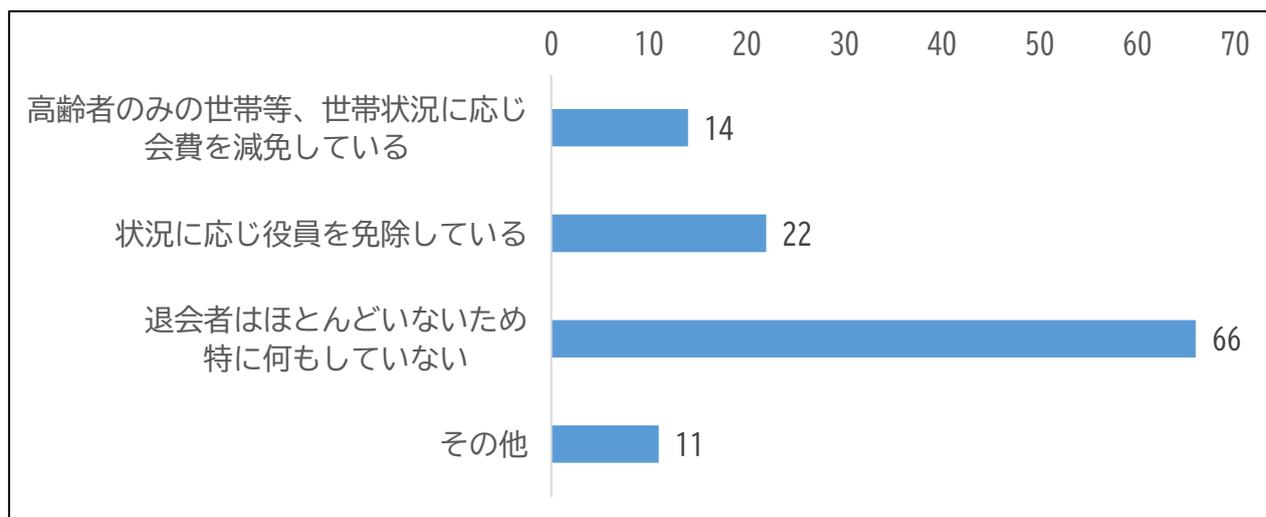
(1)自治会未加入者（転入者を含む）に対する取り組みについて実施していることがあれば教えてください（複数選択可）



【その他での記載】

- ・この2-3年は、新転入者は皆さん自治会に加入してもらってます
- ・当地区は古くからの貸家・アパートが多く加入機運が希薄な状況がある
- ・新築住宅の場合ほぼ加入
- ・転入・転居届けの際自治会加入の必要性を口頭で良く説明してほしい。（外国の方には、理解出来るように。）
- ・転入者に組長が勧誘を行っている
- ・新規賃貸住宅は、管理会社に管理費と一緒に徴収してもらっている。新規住宅は、入居時に班長などから加入をうながしている
- ・賃貸住宅は独身者が多く町会加入は難しい状況にあり、子供のいる世帯は、未加入者でもゴミ出しについてのことも書いたがかなり町会費だけを(4,000円)支払ってくれる
- ・本人の意思を尊重し加入意志があれば受付ける
- ・班には加入しないが区には加入する方がいる。つまり近所つきあいに抵抗を感じている人に対して、認めている
- ・私自身が組入りで入会した者で、班の構成がそこから始まっているので、動けない。土地(家の場所)で区別けされていない為、どの班長と動きだせば良いのかも不明
- ・高齢により退会の理由が多い
- ・今の所、問題なし
- ・ゴミ出しの必要性を説いているが、反応がうすい。未加入者のゴミ出しは規制しているが違反者がでてくる
- ・アパートの地主が区内の方であれば全戸加入している(地主の協力)。他アパートは加入を拒否したとの(前役員の話)
- ・ほぼ従来より住んでいる家なので未加入になっている方はほぼない
- ・未加入者は1件で有り、以前の区長が何度か加入促進に行ったが無理だった。他の地域で仕事をしているらしい

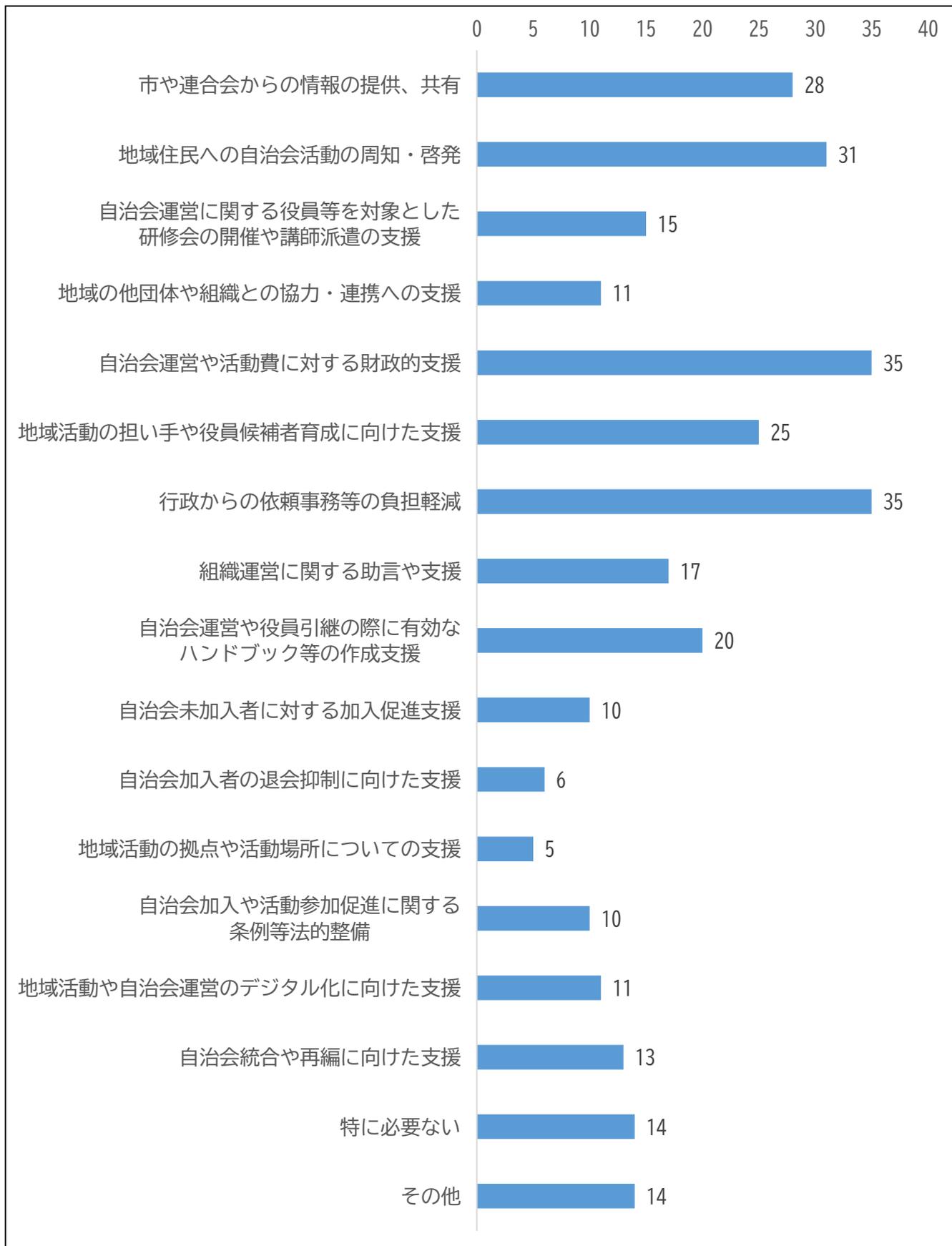
(2)退会者を減らすための取り組みについて実施していることがあれば教えてください



【その他での記載】

- ・一人住いで施設等に入所した時の情報報集が出来ない
- ・高齢世帯が増加し年金収入のみなので減免希望が増加している
- ・退会者はほとんどいない状況であり班長さん方も班員相互の懇親を深めるよう配慮している
- ・少しでも、区に興味があると思われる人に役員が声をかけている
- ・特に何も実施していない
- ・高齢者世帯は役員(班長)を免除している
- ・班の中で、役員を選出する時に、役が受けられないので退会している例がある。高齢になり施設入所で退会となっている。班(組)を抜ける事が優先事項で、自治会の退会はその結果でしかない
- ・輪番制(当番制)の班長職については、高齢者2人暮らし及び1人暮らし等の方、本人からの申し出があった場合は班内で話し合い免除して退会しないようにし、見守り対象とする
- ・免除等については班内で決める
- ・R3年度に1人世帯のお宅で世帯主が死亡して、身内が相続放棄した為、戸数が一戸減りました。
- ・高齢者家庭の公民館清掃免除

⑤自治会の課題解決や活性化に向けて、真岡市自治会連合会や市からどのような支援が必要だと考えますか（最大5つまで選択してください）



【その他での記載】

- ・できるなら人的支援が受けられればたいへんありがたい
- ・転入者への自治会加入啓発
- ・住民間のトラブル(例：犬猫・騒音・ゴミ出し、樹木のはみ出し等)の調整で役員が苦慮しています。この面での支援も必要と思われま
- ・加入促進チラシを自治会ごとに作ることは大切であると思うがそれが負担に感じる事が大きい場合もある。共通の市作成チラシがあると気軽に加入をすすめられる
- ・地域全体での課題となる事案があると考えるが、話に出ない。また、社協より良い取り組み事例として、同一地域内の話が出るが、それを具体的に聞く事ができない。残念な事だ
- ・若い方で少し知的障害で1人暮らしの方等への支援(庭の雑草及び木の管理等)
- ・地域活動の拠点(図書室を含むコミュニティセンター等市の施設として)
- ・アパート等集合住宅加入なし。今後加入促進する
- ・自治会に加入していない集合住宅の人にも資源、その他ゴミについては場所の提供や情報、指導等について検討すべきと考えます
- ・現在使用している地域公民館が建築後約30年近くたち屋根や外壁塗装や畳替等を計画しなければならぬが資金調達が難しい状況です
- ・空家対策にもっと積極的に取組んでほしい。空家のほとんどが竹が伸び放題、木が太くなり道路越え、隣家の住宅にかかったり道路に竹が倒れたり、木の枝が落下したり、枝が生い茂り、畑が一日中日が差さない所も有ります。それを自治会の予算の中で処理するのは無理があります。行政がもっと積極的に取り組むべきだと思います
- ・自然災害など防災関連教育、マニュアル支援、講習会があればよい
- ・平日の会議が多く、仕事にいつている人が参加できない。休日(土、日)に会議はできないか
- ・自治会の区長も役員も年金生活者まかせ(時間にゆとりのある人)会社勤務の方は辞退される。考え方が旧式で新しいことをやろうとしても進まない
- ・市は自治会活動に対して何を求めているのか。行事計画についても一方的な説明だけでなく自治会に入り込んだ積極性が必要ではないでしょうか。とにかく、となり近所のつき合いや、時間を取られる事に抵抗を持っています(住民の奉仕の心が弱い)

⑥自治会に関してご意見があればお聞かせください

<コロナ禍について>

- ・新型コロナ感染発生から約3年が経ちました。この間町会の総会などほとんど「書面議決」となり、役員・組長・各団体の会長などを集めた会議ができず将来に向けた重要課題が先送りになってしまったことが非常に残念に感じております。(特に公民館改築など)懇親会等がすべて実施できず、活力減・コミュニケーション不足等、町内には大きなマイナス状況となりました。
- ・コロナ禍で活動が縮小、中止となって停滞している。このことが一因で地域で取り組むという考えが希薄になりつつあり、祭りや行事の維持が危惧される。人が集まる行事が中止となるケースが多くなっているが、「0」コロナを前提とした判断は見直した方がいいと考える。
- ・コロナ対応が難しい状況で今後の方向性を市が主体となって示してほしい。
- ・現状で申しあげれば、コロナ禍による事業・行事の開催を控えなければならないことにより、特に世代間の交流事業(子ども育成会との夏まつり)の展開ができないことは、自治会のありようを次代を担う子どもを含めた若い人達に体験を通して学んでもらえる機会がないことです。「コロナ対策を講じながら社会生活も」が唱えられていますが、各地で行われた「イベント」後は必ず感染者が増える報道の中では「躊躇」せざるを得ません。一日も早く、通常の日常が戻って地域の活力が復活し、その輪が広がる中で力を注ぐことができたらの願いが体の中で「ふつつつ」していると言うのが正直な気持です。

<地域づくり事業について>

- ・来年度より導入されるコミュニティ・スクール(C・S)の準備委員会の委員としての意見です(C・Sは学校・保護者と地域自治会が一体となって教育活動に取り組む実効性のある組織と理解しています)。地域づくり事業の中において、C・Sとの関連付けができる事業を新設出来ないかを考えてみました。1. 登下校路の危険個所の除去事業月2回程度見回り実施(含む信号機の新設要望等)2. スクールガード要員への支援事業年1度程度、労いの場を設けること(児童たちとの食事会等による交流機会)(又は年1足程度、ウォーキングシューズの支給)スクールガードボランティアの高齢化による人員の減少・・・負担増傾向。3. 夏休み、冬休み期間中、“子供食堂”の実施事業共働き世帯への支援児童との交流機会が設けられる。
- ・地域づくり事業について本来は、各自治会自らが年間活動を企画立案して、年間を通じて区民との交流を通して連帯感や、協調性を醸成して行くものだと思うが・・・現実には、市役所主導になり過ぎて思うように思う。現状でもやるべき事は一緒であるように思うが、ほとんどが区長自らが動き、仕切り、報告までも行なっている始末である。これでは、町会長、会計担当の若い世代の人達の成長は見込めない。やり方、方法は良いかも知れないが・・・ひと工夫が必要であるような気がする。当区としても考えるが、何年間もこのような方法を通して来たので、改革をすとしても、時間が必要であるし、2年間の任期では難しい。→ひと工夫をお願い致します。
- ・地域づくりの予算が、物価高騰によりきつくなっております。コロナ感染防止の長期化により、従来の行事が従来の型で行えないでいます。コロナ抗原検査キットの購入に地域づくりの予算を回せないでしょうか？
- ・地域づくりの支援の継続をお願いします。

<自治会運営、会員、役員について>

- ・「自治会後員(ボランティア)のなり手不足について」常々感じていることは、以前でしたら、現役を卒業した60代の若い世代が、役員として地域に入り、これまでに培った知識能力を発揮し、自治会の役員として活動できていました。今はその人たちに声を掛けても、会社は退職しましたが現在、再雇用などで、まだ現役で働いています。地域でのボランティアは、まだちょっと出来ません。との返事が多い実態があります。地域自治会の役員が、ボランティア活動であっても。ある程度の報酬が得られる活動になれば若い人たちも自治会役員として、意義を感じながら自治会活動に参加できるようになるかと感じるところです。
- ・役員のみなり手が無い。役員のみなり手が無いので町会輪番制となった。嫌々役員を引き受ける状態。いつもひやひや状態である。定年も延長になったり、役員をやるのが難しい人もある→役員のみなり手をどう育成するのか、見つけるのか、情報もなかなか少ない。
- ・自治会活動は、イメージ的に「大変そう」「面倒だ」と出来れば関わりたくないと思える方が多いと思います。役員を輪番で誰もが、運営に携わるようにする事や必要のない集まりは行わず活動日数を少なくして、負担をかけない運営が大切だと思います。昔のように地域で仕事に従事している方が多くなって、ほとんどの方は、外へ仕事に出ています。当然、地域への意識は、薄くなります。旧依然とした方法では、近い将来自治会自体無くなってしまおうと思います。かといって何か打聞策もうかばず、漫然と過ごしてしまっている現状です。思い切って始めてみれば、やりがいのある活動だと思っていますので若い世代が携わりやすくする機会がもっと多くなるような工夫をして行けたらと思います。他人事ではなく、自分にも関係ある事なんだということを意識づけするような活動をしていけるようにしたいです。自分達で何とか解決しないと誰かに頼れる事ではないと思います。
- ・区長の選出は、推せん(年令順)で選出していたがここ数年は年配者が回避する人が多いので選挙形式にしたのがいいのかと思います。

- ・幸い自治会に対して理解のある地域で役員も大変なのは承知して活動を続けています。行事は月に 3 つ程度(草刈り、サロン等)ありますが、役員会はできるだけ少なめにして毎週のゴミ集積場で 1 時間程度、話し合う様にしています。
- ・Q2 の 6 について・区の境界が不透明で、班に入ったので入会となっている何人がいるのかも、わからない。民生委員にたよっている。・古い土地がらで組(班)入りが優先され、班に入った者を会員としている。地区役員が転入者に始めに会う事は無く、組に入れてもらってからの話になっている。Q3 の 3 役員手当を出している者を役員としている。拡大役員会として出席してもらっている、育成会長、老人会長、民生委員、福祉推進員等は特別役員として、手当は出していない。
- ・当地区も、高齢者が多く、60 代・70 代の独身者も多い(独り暮らし)。更に身体的に病弱な方も多い。以上の様な要因により、区長、公民館長を選出する際に非常に苦労している。「家庭環境」「能力」「体力」「年齢」等考慮し選出しているが、自治会運営に難局な時代に成りつつある。今のままだと、自治会継続も心配である。
- ・会員で困った人について・健常者なのに法的根拠をあげ会費は払うが自治会の事については何もしませんが居直る人がいる。会費は¥9,600 であるが¥12,000 にして話し合い。町内の人に伝われば多数の人が会費¥12,000 にしてほしいとなる?市に相談はしたがクビにはできないと言われた。残念な対応であった。最後役員間でもどうでもいいやあとなる!
- ・自治会活動において参加者が年々高齢化又は女性の高齢者が増加している。若者の参加が減少している。一人暮らし、独身者、未亡人の世帯が増加している。これらの理由で自治会活動の参加に拒否される場面が多々ある。

<要望>

- ・役員のなり手がなく大変苦労している。私は区長、町会長、民生委員(来期) シルバー大 学校自治会会長(次期)として多くの役職を持っています。自治会活性化の為、60 代の役員が必要であります。公務員退職の皆様の経験を生かし、自治会の活性化を図るため積極的に役職についていただけるようご指導をお願いします。(県職、市職、先生等)
- ・自治会の活動は、住民にとって大重要でありますので、今後とも強力なご支援をお願いします。
- ・不動産業者等への指導依頼【事例】道路を挟んだ他自治会に一戸建て 2 棟が完成し入居された。当自治会の班から最近ゴミの量が多く他者が持ち込んでいるとの情報があり、監視した結果前記した入居者が捨てている事が判明した。入居者に確認をした結果・市から入居地域の「家庭ごみ・資源の分け方・出し方」は頂いた・購入した不動産からはごみを出す場所当の説明は無かった等で近くに有ったごみ集取場所に許可無く出していた。新規移住者もゴミ出し等の日常的な事は不動産に確認するべきと思うが、不動産もただ売っただけでは無く生活上地域に関連する必要事項については入居者に事前に話をすべきと考えます。以前にも 8 棟の一戸建てが有った時もゴミ出し場所について一切の説明がなされていない事例が有りました。上記した様な自治会でのトラブルが発生しないよう、市として不動産等に指導をお願いしたい。
- ・自治会として、きれいな町づくりを目指したい。まずは道路公園、運動場等の除草をやっ ていきたいが、範囲も広く、草刈機等も数が少なく、人力による作業となっていて負担も大きい。草刈り機や除草剤散布の機械が市から借り出せれば作業が楽になり、参加者も 増える。

- ・3年くらい前から地価が低く安定したので業者による建売住宅、貸家が急激に増加傾向にある。それらの不動産業者等に市から自治会加入、ゴミ、粗大ごみ、資源ゴミ等に関するパンフレットを作成し、購入者・入居者に対し啓発するようにしてほしい。
- ・種々の改善案に対し、行政の壁により進められない事があります。例えば①前例がない、②業者が混乱する、③同じ事を他が言ってきたら対応しなければならない、等々の理由で却下される。是非とも住民ファーストで行政も考えるようにしてほしいです。
- ・地区公民館にWi-Fiを取り入れてもらいたい。
- ・地区公民館で会議資料・回覧物をコピーしてもらえなくなっていました。(印刷ならokとのこと)
- ・このアンケートもメールやスマホで依頼・回答ができるよう、デジタル化を図って欲しい。
- ・これからの自治会の運営は、世代が変わり若い人が行なう事になる。昔の取り決めを、記憶で出す人も少なくなっているが、文書の整理が遅れている。記録で運営する事が必要と思うが、難しい。ベースとなるマニュアルが必要と感じる。真岡市も「自治会ガイドブック」を作成してほしい。
- ・ルールを守れないゴミ出し・後始末が役員の仕事になっている。・対策について話し合うが、犯人さがしの方向に話が進んでしまう。(町内外の他人では?)よい方法はないか。
- ・各区内で決めるのがこれまでの慣例から良いと思うのですが市(行政)の方からルールを示されることが出来ると都合もよいと思う。自分の区は区長が身体的に悪くならないとどうも交代が出来ないので、最長(MAX)期間を内定し示していただけたらありがたいと思う。難しいでしょうね。

<その他>

- ・今年(2022)区長になったばかりで詳しくはお答えできませんでしたが来年はもっと区全体を把握できると思いますので、また次回よろしくお願ひします。
- ・市の対応はとても良いです。教育が徹底され好感が持てます。これからも宜しくお願ひ申し上げます。
- ・アンケート御依頼にもありましたが、回答内容について区の特定ができない形で、公表及び共有させていただく予定とありましたので、配布していただくようよろしくお願ひ致します。
- ・若い住民が年100人ぐらいつつ増えているので、児童コミュニティセンター、図書室、地域支流の場、情報発進の活動拠点が必要。当地区は、夏祭り、お御輿、秋祭り、どんど焼き、子育て支援事業(絵本の広場)、高齢者と子のふれあい等、多くの事業を行っており、ポテンシャルも高い。一つのモデルを作るのに適している。